

## 志賀町障害者活躍推進計画

機関名	志賀町（教育委員会）
任命権者	志賀町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
志賀町（教育委員会）における障害者雇用に関する課題	<p>教育委員会においては、令和元年6月に行った障害者任免状況通報の常時勤務する職員等の内容について、再点検を行ったところ報告書の提出義務が生じることとなり、その結果、障害者の職員がいないことから法定雇用率が未達成となった。</p> <p>このため、令和2年を計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、採用に向け取り組み同計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障害者である職員の活躍のためには、更なる職場環境の整備や各種取組を行っていく必要がある。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>障害者である職員の実用雇用率について、各年度において、6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p><b>【評価方法】</b>          毎年の任免状況通報により把握及び管理を行うものとする。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。</p> <p><b>【評価方法】</b>          毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録等を元に、前年度採用者の定着状況の把握を行うものとする。</p>
③満足度、ワーク・エンゲージメント（仕事への積極的関与の状態）に関する目標	<p>満足度、ワーク・エンゲージメントについては、前年度を上回る。</p> <p>※計画初年度は目標を設定せず、実態に関するデータを収集する。</p> <p><b>【評価方法】</b>          必要に応じて在籍している障害者（新規採用を除く）に対し、アンケートを実施し、把握及び進捗管理を行うものとする。なお、アンケートを実施した際に要望事項等の記載がある場合には、該当職員に対し、必要な配慮や支援を行う。</p>

取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
①組織面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</li> <li>○ 組織内の人的サポート体制(障害者雇用促進者、人事担当)を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。</li> <li>○ 役割分担及び各種相談先については、人事異動等が生じるため、定期的に更新を行う。</li> </ul>
②人材面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む。)について、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li> <li>○ 職員を対象として、対応のノウハウや困難事例について共有を図る。その際、外部機関の専門家に対し、障害に関する理解促進・啓発のための講義を依頼する。</li> </ul>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定期的(人事異動等)に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</li> </ul>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
①職務環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人事評価の面談やその他総務課への相談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>○ 新規に採用した障害者については、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、必要な措置を講じる。</li> </ul>
②募集・採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できるといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul> </li> </ul>
③働き方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 時差出勤制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。</li> </ul>

	○ 時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
④キャリア形成	○ 本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
その他	○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進に関する法律に基づき策定した「志賀町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針」中の調達目標にある「過去3年度の調達実績を上回るものとする。」を目指します。 ○ 民間事業主にける障害者の活躍を促進するため、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条に定める障害者を常時雇用している者に対し、入札参加資格提出の際の主観的事項審査基準に加点する。